

# 戸別収集実施後の集積所継続利用を希望される方へ

令和4年10月1日から実施する戸別収集については、原則として、戸建住宅は敷地内で資源とごみの排出場所を決めていただくこととなりますが、一定の要件を満たしている場合には、これまで利用していた集積所を継続して利用することができます。

集積所を継続して利用される場合には、以下の内容をご確認いただき、令和4年9月20日までに、ごみ対策課までご連絡ください。

## 1 集積所の利用者同士で、よく話し合ってください。

戸別収集は、高齢者や障害がある方などの集積所までのごみ出しが不便な方の負担軽減や、排出者が特定されることによるごみ出しマナーの向上、集積所の管理にかかる地域の負担の軽減などのメリットが見込まれます。

そのため、一緒に集積所を利用している世帯の中でも、戸別収集の希望や集積所継続利用の希望がそれぞれあるかもしれません。よく話し合ってください、**現在、集積所を利用しているすべての世帯が、集積所の継続利用に同意する場合にのみ、集積所を継続してご利用いただけます。**

また、利用者以外に集積所の所有者がいる場合には、所有者の承諾を得る必要があります。

## 2 継続利用が認められる集積所の条件

継続利用しようとする集積所が、以下の(1)~(3)すべての条件を満たしている必要があります。

### (1) 戸別収集導入以前から利用している集積所であること

集積所の継続利用は、現在、利用している集積所を引き続き利用する場合のみとなります。新たに集積所を設けることはできません。

### (2) 専用の区画が設けられていて、道路上ではないこと

公共の用に供する道路上にあるもの、緑道や公園などの公共用地にあるもの、または公共施設の敷地内にあるものなどは、ご利用いただけません。

### (3) 資源やごみの収納・収集がしやすい形状であること

資源やごみを十分に収納できるもので、破損しにくく、収集がしやすいものとしてください。また、集積所にカゴやボックス、ストッカーなどを設置する場合も同様です。

## 3 集積所継続利用にあたっての注意事項

(1) トラブルが生じないように、集積所の継続利用について、集積所を利用しない近隣の方々にもよく周知してください。

(2) 集積所やストッカーなどの保管設備、集積所に排出された資源やごみの管理、分別されていないものや不法投棄物の処理などについては、利用者の皆様で行っていただくこととなります。

(3) 利用条件が満たされていない等の理由で、市が廃止する必要があると判断した場合には、集積所の継続利用を廃止とする場合があります。その際には、利用している全世帯を戸別収集とします。

### 【問合せ先】

武蔵村山市 協働推進部 ごみ対策課

電話番号：042-565-1111（内線 292～294）